



◆ 介護保険料の所得段階が新しく変わります！

平成 18 年 4 月 1 日より、65 歳以上の方の介護保険料の額が新たに設定されますが、今回の介護保険制度の改正に伴って、世帯の課税状況や本人の所得に応じた**現在の所得段階が、5 段階から 6 段階**へとより細かく分けられるようになりました。

現 行

所得段階	対象となる方
第 1 段階	・生活保護の受給者 ・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者
第 2 段階	市町村民税世帯非課税者
第 3 段階	市町村民税世帯課税だが、本人は市町村民税非課税の者
第 4 段階	本人が市町村民税課税であり、前年の合計所得金額が 200 万円未満の者
第 5 段階	本人が市町村民税課税であり、前年の合計所得金額が 200 万円以上の者

80 万円以下

年金などの収入額に応じて 2 分化されます。

80 万円を超える

見直し後

(平成 18 年 4 月から)

所得段階	対象となる方
第 1 段階	・生活保護の受給者 ・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者
第 2 段階	市町村民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下を満たす者
第 3 段階	市町村民税世帯非課税であり、課税年金収入額の合計所得金額合計額が 80 万円を超える者
第 4 段階	市町村民税世帯課税だが、本人は市町村民税非課税の者
第 5 段階	本人が市町村民税課税であり、前年の合計所得金額が 200 万円未満の者
第 6 段階	本人が市町村民税課税であり、前年の合計所得金額が 200 万円以上の者

ここが変わります！

現在、介護保険料の所得段階が第 2 段階の方は、本人の『課税年金収入額 + 合計所得金額』によって 80 万円を境に 2 つに分けられることとなります。これにより、低所得の方の負担能力に対してきめ細かく配慮した保険料の設定ができるようになります。また、見直し後の所得段階が、第 2 段階になる方については、基準額（現行は年額 54,000 円）に対しての割合が現行の 0.75 より低く設定されるようになります。

【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111 (内線 131)